

双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

双葉町長

伊澤史朗

双葉町条例第 2 2 号

双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例（令和 4 年双葉町条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に、「取
消された」を「取り消された」に、「増設した者」を「増設したもの」
に、「償却資産」を「償却資産（所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9
6 号）第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令（昭和 4 0 年政
令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）」
に、「公示日以後」を「公示日以降」に、「かつ」を「かつ、」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和
8 年 4 月 1 日から適用する。